

船舶インシデント調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年11月3日 19時30分ごろ
発生場所	青森県外ヶ浜町龍飛埼北東方沖 龍飛埼灯台から真方位043° 6.6海里付近 （概位 北緯41° 20.3′ 東経140° 26.5′）
インシデントの概要	漁船第三十八良栄丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月15日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十八良栄丸、10トン AM2-5553（漁船登録番号）、個人所有 第210-42701号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、龍飛埼北東方沖を航行中、平成29年11月3日19時30分ごろ、主機が異音を発するとともに機関室から白煙が上がったので、船長が主機を停止した。</p> <p>本船は、主機を始動できなかったため、近くで操業中の僚船にえい航され、4日02時30分ごろ青森県大間町下手浜漁港に戻った。</p> <p>本船は、機関整備業者が主機（6気筒）を開放して点検した結果、6番シリンダの排気弁弁棒1本に折損、吸気弁弁棒1本に曲損、ピストン等に破損を生じているのが認められた。</p> <p>機関整備業者は、排気弁の弁ガイドと弁棒部との隙間が拡大し、燃焼ガスが吹き抜けるなどして開弁した状態でこう着したので、排気弁の弁傘部がピストン頂部にたたかれて排気弁の弁棒部、ピストン等に破損等を生じたのではないかと思った。</p>
分析	<p>本船は、龍飛埼北東方沖を航行中、主機6番シリンダが、排気弁の弁ガイドと弁棒部との隙間が拡大し、燃焼ガスが吹き抜けるなどして開弁した状態でこう着したことから、排気弁の弁傘部がピストン頂部にたたかれて排気弁の弁棒部、ピストン等に破損等を生じ、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機6番シリンダは、排気弁の弁傘部がピストン頂部にたたかれた際、排気弁の弁棒部が折損して弁傘部がシリンダ内に脱落し、脱落し</p>

	<p>た弁傘部が吸気弁及びピストンに挟撃され、吸気弁及びピストンにそれぞれ曲損及び破損を生じた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が、龍飛埼北東方沖を航行中、主機6番シリンダが、排気弁の弁ガイドと弁棒部との隙間が拡大し、燃焼ガスが吹き抜けるなどして開弁した状態でこう着したため、排気弁の弁傘部がピストン頂部にたたかれて排気弁の弁棒部、ピストン等に破損等を生じ、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主機は、定期的に構成部品の点検及び整備を行い、使用限度を超えた部品を新替えして機関性能の維持を図ることが望ましい。